

平成19年度第3回岐阜県入札監視委員会議事録

平成19年11月21日(水)
県庁5階 第3応接室

【平成19年度上半期の入札状況に関する質疑応答】

委員： 一般競争入札や総合評価方式等についてのさまざまな基準とか規定があるが、各県ほとんど共通なのか？ 例えば規模的に小さな県と、愛知県や東京都などを比べると、業者数や発注件数などぜんぜん違うわけだが、この基準というものが全く同一であった場合、これで対応できるかどうか疑問である。

事務局： 件数、業者側の特徴などの違いもあり、かつそれまでの制度の流れといったそれぞれ地域の実情があり、各自治体でまちまちというのが実情である。

一般競争を何件、いくらからやろうかとか、総合評価をどれくらいやろうかと考えたときに、全国知事会では「1千万以上は一般競争入札にする」方針が打ち出され、それに基づいて各県が取り組んでいる。しかし、各県それぞれ事情があり、基準等に差はあるが、向かっていく方向は同じである。

委員： 総合評価方式というのは価格以外にいろんな要素を加味しようということのできた制度であり、その逆転率（最低入札者以外の者が落札した件数の率）が7.5%である。単純にこの数字だけを取り出して議論することは難しいというのはよく承知しているが、どのように評価されるか？

事務局： 新聞情報によると、国の地方整備局では、逆転率が10%だとか、15%といったことが報道される。どれくらいの率が適正かといったことは、我々としても判断しがたいところである。

委員： 低入札は今後増えるのではないかと予想している。今は公共工事が少なく、業界は四苦八苦しており、何とかして落札しようとしている。そうなると、十分にチェックをしないと、粗雑な工事が出てくる可能性があると思う。景気が良いときであれば、そこそこの金額で落札しても利益があがっていたが、最近はかなり金額を絞っているのも、そういった点ではチェックが大切だと思う。

事務局： 価格だけで評価すると、いわゆるダンピングのように異常な安値で受注して、下請けにしわ寄せがいたり、労働者の賃金をカットしたり、不良品を使ってごまかすといった可能性があることから、価格だけではなく、技術力や過去の実績、地域要件などを加味して落札者を決定しようというのが、総合評価方式である。一方では「県がしっかり現場を監督すれば済むことであって、やはり安いところと契約すべきだ」という意見もあるが、品質確保法を受けて、「安かろう悪かろう」ではだめだということで、価格だけではなく、価格以外の要素も含めて総合的に判断して落札者を決定しようという方式である。

委員： 逆転したということは、価格以外の「加算点」がそれだけ高かったということである。そうすると、それに対応する、性能、品質の良い構造物が設計・施工されたかということ、証明あるいは担保する必要があると思うが、それが非常に難しい。今は加算点が20点から30点ということで試行しているが、必ずしも逆転率が高いから良いといった議論でもないのになかなか難しい。

事務局： 性能・品質の検証が一番重要なポイントであると認識している。品質を評価するとき、最初に確認するのは、検査をしたときの工事成績であるが、それだけでは不十分で、その構造物が向こう5年なり10年、どのような状況で長持ちするかということも見ていく必要がある。検証に必要なデータを蓄積していくのは時間がかかるものと考えている。

委員： 業界から、一般競争入札と総合評価方式をセットで実施するよう要望があるとのことだが、これはどういうことか？

事務局： 一般競争入札はすべて総合評価方式にして欲しいという要望である。

総合評価方式の審査項目として、地域要件というものを設定している。これは地域で防災協定を結んでいるか、ボランティア活動に参加しているか、などといった項目である。適正な価格競

争は当然必要であるが、価格競争のみということになると、大手の業者が取ってしまい、地方の業者が必要以上に淘汰されてしまうおそれがある。県としては優良な地方の業者を地域に残すことも一方の施策としてあるため、地域要件を設定している。業界としては、地域の仕事をよそ者に取られたくないということから、結果として最低価格の業者が落札することは差し支えないが、すべて、地域要件のフィルタのかかった総合評価方式で実施して欲しいということを要望している。

委員： 建設土木業者の破産が大変多く、例外なく言われるのが、「公共工事が減少している」「原価割れを承知で入札しなくてはいけない」という地方業者の悲鳴を直接耳にしている。しかし、だからといって、地域の業者を保護するために地域要件の比重を高めると正面から言うわけにはいかない。地域要件を、本来の技術、品質などの問題に繋げてうまく説明ができれば良いが、正面から「地元業者の保護」ということは、どうしても言えないと思うので、そのバランスのとり方、あるいは説明の仕方というのは非常に難しいのではないか。実際には、地方の業者は大変である。それは間違いない。

委員： 地元企業の問題はこの業界だけではない。あらゆる業界も同じである。苦しんでいるのは価格の問題だけではなく、例えば後継者がいない、あるいは社員の育成が進まないといった問題も抱えている。ただ、大手と中小の業者とを比べると、中小業者は自助努力というものが欠けているのではないか。各業者がバラバラの状態でも競争をやっても、なかなか大手にはかなわないから、場合によっては企業間の統合などを地域でやるなど、そういう努力もすべきではないか。

委員： 総合評価方式で発注する工事は、どういった基準で振り分けているのか？

事務局： 明確な基準はないが、工夫の余地のある工事かどうか、技術力がより必要な工事かどうかという観点で、各発注事務所でピックアップしている。いくら以上は総合評価方式でやるといった基準は無い。

委員： 地域要件の比重を40%にしたら指名競争入札と同じような感じになってしまう。何が適切なバランスの良い数字かというのは判断が難しいが、直感的には現行の20%程度ではないか。

委員： ただ、比重を高める場合には、合理的に説明できるような評価項目というものがないと一般には了解は得られないだろう。

【今後の入札制度見直しに関する質疑応答】

1 公正な競争の促進について

委員： 事務量では、指名競争入札と比べ総合評価方式は相当増えるとのことだが、例えば総合評価方式を実施するために人員を増やす、あるいは残業手当を多く払うなど、人件費がかさんでしまうと、あまり意味が無い。現状でそのような可能性はあるのか？

事務局： 現状では、既存の職員で頑張っているというのが実情である。

今2007年問題が話題となっている。行政のノウハウを持った人たちの退職後の有効活用という観点や、自治体の人員・人件費削減の流れの中で行政の運営能力保持という観点から、業務量が増える部分、例えば総合評価、あるいは検査などを役所が抱えるのではなく、外注したらどうかという様なことも考えられる。

委員： 将来的には、そういったアイデアも必要かもしれない。物理的に処理できなければ、県の職員を増員するか、それが予算的にあるいは社会の情勢で無理ならば、外部の法人なり何なりを設立して、そこでOBやボランティアの方々に処理していただくというのも一つのアイデアだと思う。

委員： 従前の人員でやっていけるのであればそんなに簡素化しなくてもいいのだろうが、人員を増員したり残業しないとできないということであれば、それはやはり簡素化を図っていく必要があると思う。

事務局： 総合評価方式の試行が始まったばかりということで、時間がかかっているということは確かである。業務に慣れてくるに従って多少は円滑に進むと思う。

委員： 2007年問題というのは大きな問題と理解している。ただやはり、新たに外郭団体などを作るというのは、当然、抵抗する方がいると思う。

2 不正行為の排除の徹底について

(暴力団の排除)

委員： 実際に県内で暴力団がからんでいる案件はあるのか？

事務局： 本県市発注の市道工事の補償がらみで、暴力団関係者が補償金を要求して逮捕されるという事例が10月頃に新聞報道された。仮に県の工事でもそのようなことがあれば情報を入れるという制度を作る必要がある。県警と連携できるよう調整中であることから、このような制度を検討している。

委員： 不当介入を受けた被害者であるのに、入札参加資格停止とされるのか？

事務局： 報告を怠った場合は、入札参加資格停止措置とする。

(入札参加資格停止の強化)

委員： 趣旨は理解できる。例えば公正取引委員会等の行政処分を受けた後ならともかく、容疑で逮捕された段階で入札参加資格停止を措置するのか？ 逮捕されても、冤罪の可能性があるが。

事務局： 逮捕された時点で入札参加資格停止措置をするが、後に不処分になった場合は解除する。

委員： 「地域区分」を設ける理由がわからない。再導入する必要があるとは思わない。他県等で設定しているのはなぜか？

事務局： もともとは国が示したモデルに地域区分がある。ある地域で行った行為に対して処分を受けたときに、他の地域で同様の処分を受けると、その間は一切仕事を受けることができなくなり、それは厳しすぎるという趣旨だと思われる。

県としても、厳しい基準を緩める理由がないため、現状どおり地域区分を設定しない方向で検討している。

委員： 入札参加資格停止措置期間の下限が12か月というのはかなり厳しいと思われるが、これは全国知事会の総意なのか？

事務局： 全国知事会で議論の内容については分からないが、方針として最低12か月ということが示された。ただし、どのようにいつまでに実施するかということについては、各県の判断によるものと理解している。

委員 事業者が独禁法違反した場合に比べ、代表役員等が独禁法違反により刑事告発された場合のほかが措置内容が重いが、これは、事業者が独禁法違反をしているのが前提であることと、刑事告発というものが非常に重いことであるという理解でよいのか？

事務局： そのとおりである。

委員： 厳罰化という方向については同意できる。ただし、その処分の措置期間がこれで適正かということはよく分からない。かなり思い切った厳罰化という印象を持つが、不正行為排除を徹底するためにはこれくらいのインパクトが必要という気もする。

3 適正な施工の確保について

< なし >

【その他の質疑応答】

委員： 電気工事関係の入札率が低い傾向であるが、これはその工事で使用する器具等が安く調達できるからということである。低入札価格調査を実施する場合、工事に関する評価は行うが、器具そのものに関する評価、そのメーカーのものが一番良いかどうかということに関する評価というのは全くなされてないようである。こういった評価は必要ではないか。

委員： 機器等について、どのように品質等を担保するか、検討が必要である。

事務局： 確かに、電気工事や機械設備工事、建築工事などで、その工事で使用する器具等の価格が安価であることによる低入札や、あるいは不落になるケースが多い。これは、土木工事は公共工事がほとんどであり、単価等の基準がある程度決まっていることに対し、建築工事や電気工事などは民間の工事が中心であり、単価等の変動が大きいことが考えられる。

ただいまの御意見は、建築工事や電気工事などを主に発注している部局に伝える。